主 文 本件抗告を棄却する。 理 由

本件抗告の趣旨は、千葉地方裁判所が同庁昭和五三年(ケ)第三二二号不動産競売事件につき昭和五六年ー一月六日なした競落許可決定の取消を求めるというものであり、その理由は別紙のとおりである。

右の事実からすると、当初競売目的物件に包含された前記機械器具について、そ の所有権の帰属の点から、本件建物に設定された抵当権の効力がこれに及ぶか否か については問題があるともいえるが、仮にその機械器具に抵当権の効力が及んでい たとしても、第三条目録を提出した抵当権者である競売申立人が、右機械器具について担保の解除をなしたのであるから、その時以降は本件建物についての競売申立人の抵当権は機械器具に及ばなくなつたというべきである(工場抵当法にいう工場に属する土地建物について抵当権が設定され、第三条目録を提出してその登記がなる。 された後であつても、備付けの機械器具に及んでいる抵当権の効力を合意又は放棄 により消滅させることは可能である。)。そうすると、競売申立人が右担保解除を 理由として本件競売申立の一部を取下げたことにより、本件機械器具は競売手続の 対象外となつたものと認められる。抗告人は、右競売申立の一部の取下げがなされ ても、工場抵当法第七条第一項の規定により機械器具についての競売開始決定の効 力は依然として存続し、また抗告人の有する抵当権の効力は同法第二条第一項の規定により当然に右機械器具に及んでいるものであるから、機械器具を本件建物と一 括して競売すべきであると主張するように解され〈要旨〉る。しかしながら、競売申 立人の抵当権以外の抵当権については、その登記につき第三条目録の提出がなさ れ</要旨>ていないことは前記のとおりであるから、それらの抵当権者は自己の抵当 権の効力が機械器具に及ぶこと、したがつて本件競売開始決定の効力がなお機械器 具に及ぶことを第三者に対抗することができないというべきである。そうすると、 競売申立人が機械器具について担保解除をなして競売申立の一部を取下げた本件競 売手続において、抗告人がその抵当権の効力が機械器具に及んでいることを根拠と して、これを建物と一体のものとして競売すべきことを主張することはできないと いわなければならない。

よつて、原裁判所が機械器具を除外して本件競売手続を進めたことには違法はなく、抗告人の本件抗告は理由がないのでこれを棄却することとし、主文のとおり決定する。

(裁長裁判官 鰍澤健三 裁判官 枇杷田泰助 裁判官 佐藤邦夫) (別 紙)

<記載内容は末尾1添付>